



2021年12月3日

岩倉市議会議長 伊藤隆信 様

(陳情団体)

愛知自治体名ラバン実行委員会  
代表者 光夫  
名古屋市中区田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

(紹介議員)

柳谷 穂子

木村 冬樹

### 税の徴収及び滞納についての請願書

#### 【趣旨】

各都道府県や市町村の行なう徴税業務に関して、2013年11月27日「鳥取県児童手当差押え事件」に対する広島高等裁判所の判決では、「①当局が、差押え処分の時点で差押える口座に差押え禁止財産が振り込まれていることを認識しており、②口座に振り込まれた差押え禁止財産が、差押え禁止財産としての属性を失っていない場合(差押え処分の時点において口座の大部分が差押え禁止財産であり、差押え処分が差押え禁止財産の入金直後である場合等)は、最高裁判決の例外に該当し、差押え処分が違法となる」としています。

しかし、「差押えているのは『預金』であり差押え禁止財産でない」との理由で明確に差押え禁止財産とわかるものの差押えが広がっています。

2019年10月には、生活困窮で所得税滞納をした市民に対する口座の給付差押えを「違法」とする大阪高裁判決が確定しています。

国税徴収法第48条は、「超過差押え及び無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法153条2号では、「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れのある」ときは、差押えを行ってはいけません。憲法25条、国保法第1条の精神にそった対応が強く求められます。

滋賀県野洲市は、「困難な状況を丸ごと受け止め、心に寄り添って生活支援するのが私たちの仕事」「税金を納めてもらう以前に市民の生活が健全でなければならない。市民の生活を壊してまで滞納整理するのは本末転倒。生活を壊さず納付してもらうのが原理原則」と「債権管理条例(ようこそ滞納していただきました条例)」を制定して自治体あげて生活再建を支援しています。

つきまして、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

#### 【請願項目】

#### 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押え禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。